

平成22年度定期防衛監察の結果について（概要）

1 入札談合防止

22年度は、21年度に引き続き、装備品等の地方調達及び建設工事等に関する施策等を対象として監察を実施。その際、航空自衛隊第1補給処事案の発覚後、どのような取組を行っているかについても留意。

- 実質的な競争性を拡大するため、契約規模の拡大や入札参加資格の緩和など入札参加者の増加に資するような措置を検討・実施することが必要。
- 年度末に残予算の執行を追求しようとするあまり調達の公正性をゆがめかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むよう、関係職員に十分理解させることが必要。
- 入札結果の事後的検証については、過去の談合事案に見られた状況や、防衛調達審議会や入札監視委員会等での視点などを参考にするなどして、より実効的な分析・検証を行うよう努めることが望ましい。
- 入札談合防止に関する教育については、他機関や他省庁で生じた具体的事例を交えるなど、実際の業務に即した内容となるよう努めることが必要。
- 第1補給処事案を受けた改善策について、速やかに具体化して実施する必要があるが、その際には、建設工事等に関する部分も含め、広く全省的な観点で検討し、その上で省内の全ての調達機関等で改善策を実施させることが必要。
- 監察の過程において検証し、不自然さが認められた入札について、監察対象機関等から公正取引委員会に通報済み。

2 法令遵守の意識・態勢

22年度は、航空自衛隊を重点対象とし、陸上自衛隊をはじめ他の機関等に対しても監察を実施。

- 航空自衛隊については、以下の点を指摘。
 - ・ 航空自衛隊全体として、各級指揮官の服務指導に関する職責の更なる明確化を図ることが望ましい。
 - ・ 関係する訓令等の規定内容及びその趣旨を十分確認した上で内部規則を制定するよう、各レベルにおいて規則制定に携わる隊員を指導することが必要。
 - ・ 航空自衛隊全体として、法令遵守に関してより統一・充実した内容の教育を実施することが望ましい。
- 情報保証については、現場における業務の実態にも十分配慮しつつ、訓令の適切な運用に努めることが必要。

- 中央からの業務上必要な通知文書が、各自衛隊の関係部隊等に対し適時適切に配布・周知されなかった事例をいくつか確認。中央から各部隊等への業務上必要な通知文書の配布・周知の現状等については、今後、更に監察を実施。
- 各部隊等においてセクシュアル・ハラスメント防止態勢がより実質的に機能するよう、中央から繰り返し指導していくことが必要。
- 訓令等の制定に当たっては、内部部局と各幕僚監部との間で十分な調整を行い、その趣旨が各自衛隊に正確に理解されるよう努めることが必要。

3 個人情報保護の状況

業務の性格上特に個人情報を取り扱うことの多い自衛隊地区病院、自衛隊地方協力本部及び地方防衛局について監察を実施。

- 直ちに個人情報の流出につながるような状況は認められなかったものの、多くの機関等において、訓令等に定められた基本的事項が実施されていない状況を確認。
- 自衛隊地方協力本部・地方防衛局において個人情報保護に係る教育を実施するに当たっては、その業務の特性に即した教育内容とすることが必要。
- 自衛隊地方協力本部・地方防衛局が過去の個人情報漏えい事案を自らの教訓とし、再発防止策に取り組むよう、中央がより積極的に指導することが必要。
- 平成23年度においては、内部部局及び各幕僚監部の担当部署が各機関・部隊における個人情報保護の意識を高めるためにどのような取組を行っているかという観点から、更に監察を実施。

4 その他

「入札談合防止」、「法令遵守の意識・態勢」及び「個人情報保護の状況」については、監察を継続。

(参考) 監察の実施方法・対象機関

入札談合防止	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（12機関、回答者数1,836名） ・実地監察（12機関）
法令遵守の意識・態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監察（30機関・部隊）
個人情報保護の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実地監察（11機関）